

羽村市有料広告掲載審査基準

平成23年10月1日制定

(趣旨)

- 1 この基準は、羽村市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成18年11月30日羽企財発第10056号）第3条に規定する掲載できる広告の審査基準を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断する。本市ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載するバナー広告だけでなく、当該広告がリンクするホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告媒体ごとの基準)

- 2 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途設けることができるものとする。

(規制業種又は事業者、団体)

- 3 次に掲げる業種又は事業者、団体及びそれに類するものの広告は、市長が特別に認めるものを除き、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等を業とする業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (9) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (13) 市の市民相談窓口等に苦情相談があり、その内容が悪質と認められる事業者
- (14) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (15) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (16) 羽村市競争入札参加資格者指名停止措置基準に基づく指名停止を受けている事業者
- (17) 市行政の運営に関する基本方針及び基本計画に沿わない活動を行う事業者及び団体
- (18) その他市長が広告を掲載する業種又は事業者、団体として適当でないと認めるもの
(掲載内容又は表現)

- 4 次に掲げる内容又は表現の広告は、掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、名誉毀損又は差別的なもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

- (5) 非科学的又は迷信に類するもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (9) 社会問題を扱うもの
- (10) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）などを肯定するもの
- (11) 暴力、犯罪、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は助長するもの
- (12) 残酷な描写又はわいせつ性を連想させるもの
- (13) 未成年者の心身に有害なもの
- (14) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (15) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (16) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (17) 個人又は団体などの意見広告
- (18) 個人の氏名広告
- (19) 誇大表現、根拠のない表示又は誤認を招きやすいもの
- (20) 射幸心を著しくあおるもの
- (21) 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの又はプライバシーを侵害するもの若しくはそのおそれのあるもの
- (22) 統計、文献、専門用語等の引用又は取引等に関して表示すべき事項を明記しないことにより、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させるもの
- (23) 社員、副業、内職、会員等の募集に関するもの
- (24) 自己の供給する商品等と競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- (25) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
- (26) 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して優れていることを誤認させるもの
- (27) 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- (28) 当事者の承諾のない他人名義の広告
- (29) 虚偽の内容を表示するもの
- (30) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- (31) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似した名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明確なもの
- (32) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校でないにもかかわらず、その旨を表示していないもの
- (33) 市が広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの（本市が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）
- (34) 消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(35) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品、サービス等の推奨、保証、指定等
をしているかのような表現のもの

(36) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの
(資料の提出)

5 市長は、広告主又は広告内容が本基準に抵触しないか確認する必要がある場合は、広告主に対し、
信用性及び信頼性を確認できる資料の提出を求めることができる。

(遵守事項)

6 前条に掲げるほか、広告の掲載にあたっては次の事項について遵守するものとする

(1) 肖像権及び著作権の無断使用にあたらぬこと

(2) 当該広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等から逸脱しないこと

(3) 割引・値引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること

(4) 比較広告の場合は、内容が客観的に実証されていることを確認すること

(5) 法人格を有する広告主は、法人名、所在地及び連絡先を明記する。法人格を有しない団体の場合
は、代表者名、所在地及び連絡先を明記する。ただし、本市ホームページに掲載するバナー広告は
除く。

(6) アルコール飲料の広告の場合は、未成年者の飲酒禁止の文言を明確にし、飲酒を誘発するような
描写はしないこと

(7) たばこに関する広告の場合は、未成年者の喫煙禁止の文言を明確にし、喫煙を誘発するような描
写はしないこと

(委任)

7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。